9　モザンビーク共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月四日にマプトで

モザンビーク共和国駐在

日本国特命全権大使　橋本栄治

モザンビーク共和国外務協力副大臣

エドゥアルド・コローマ閣下

（モザンビーク側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月四日にマプトで

モザンビーク共和国外務協力副大臣

エドゥアルド・コローマ

モザンビーク共和国駐在

日本国特命全権大使　橋本栄治閣下

**○外務省告示第八十五号**

平成二十五年一月三十一日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十七年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになったサイゴン東西ハイウェイ建設計画（第四期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第八十六号**

平成二十五年一月三十一日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成二十一年十月二十六日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった国道一号線バイパス道路整備計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年二月三日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第八十七号**

平成二十五年三月六日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ロブサンワンダン・ボルド外務大臣

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第八十八号**

平成二十五年三月六日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国における「北部州紛争影響地域における地域社会インフラ施設再建計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北部州紛争影響地域における地域社会インフラ施設再建計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億四千五百万円

3　署名者

日本側　粗信仁在スリランカ大使

国際連合側　深澤良信国際連合人間居住計画アジア太平洋事務所上級人間居住専門官

平成二十五年三月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○農林水産省告示第六百七十五号**

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項の規定に基づき、平成十年三月二十六日農林水産省告示第五百十号（家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項の農林水産大臣が定める区域を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

**○農林水産省告示第六百七十八号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月二十一日付けをもって次のように特定飼料等製造業者を登録したので、同法第五十四条第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

| 登録番号 | 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 特定飼料等の種類 | 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|
| 特第7号 | 株式会社科学飼料研究所<br>代表取締役社長　室屋　光彦<br>東京都中央区築地一丁目十二番六号 | ノシヘプタイド（その2） | 株式会社科学飼料研究所龍野工場<br>兵庫県たつの市揖西町構字神田一番一 |

**○農林水産省告示第六百七十九号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十九日付けをもって次のように特定飼料等製造業者を登録したので、同法第五十四条第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

| 登録番号 | 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） | 特定飼料等の種類 | 当該特定飼料等を製造する事業場の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|
| 特第8号 | コーキン化学株式会社<br>代表取締役社長　田丸　亮一<br>大阪府東大阪市中石切町三丁目七番四十九号 | ノシヘプタイド（その2） | コーキン化学株式会社九州工場第三工場<br>鹿児島県曽於市末吉町深川四千四百七番一 |

第一号の表福井県の項及び広島県の項を削る。

第二号の表千葉県の項を削る。

**○農林水産省告示第六百七十七号**

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一の家畜共済診療点数表を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）